

堺市調査書誤記載検証委員会開催要綱

令和4年5月27日制定

1 目 的

大阪府公立高等学校入学者選抜調査書（以下「調査書」という。）の誤記載が複数年発生した事案（以下「調査書誤記載事案」という。）について、原因究明及び再発防止策並びに組織運営等の検証を行うに当たり、有識者、市民等から広く意見を聴取するため、堺市調査書誤記載検証委員会（以下「検証委員会」という。）を開催する。

2 意見を聴取する事項

- (1) 調査書誤記載事案に係る原因究明及び再発防止策に関する事項
- (2) 調査書誤記載事案に関する教育委員会の組織運営等に関する事項

3 構 成

検証委員会は、次に掲げる者のうち、教育長が依頼する5人以内の者（以下「構成員」という。）をもって構成する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 学校長の経験を有する者
- (3) 堺市PTA協議会から選出された者
- (4) 前3号に掲げる者のほか、教育長が適当と認める者

4 座 長

- (1) 検証委員会に座長を置き、構成員の互選により定める。
- (2) 検証委員会の会議（以下単に「会議」という。）は、座長が進行する。
- (3) 座長に事故があるとき、又は座長が欠けたときは、あらかじめ座長の指名する構成員がその職務を行う。

5 関係者の出席

教育長は、必要があると認めるときは、検証委員会に関係のある者の出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

6 会議の公開等

- (1) 会議は、公開するものとする。
- (2) 会議を公開する場合における傍聴について必要な事項は、堺市懇話会の傍聴に関する要綱（令和2年制定）の規定を準用する。

7 会議録

教育長は、次に掲げる事項を記録した会議録を作成しなければならない。

- (1) 会議の日時及び場所
- (2) 会議に出席した構成員の氏名
- (3) 会議の内容
- (4) 前3号に掲げるもののほか、教育長が必要と認める事項

8 開催期間

令和4年6月1日から令和4年9月30日までの間とする。

9 庶 務

検証委員会の庶務は、教育委員会事務局総務課において行う。